

第5節

日米安全保障体制に関連する諸施策

日米安保条約¹⁾が有効に機能するためには、この条約に基づいた日米間の緊密な協力が必要であり、その実現のために策定されたのが、「日米防衛協力のための指針」(指針)である。また、指針の実効性を確保するために、周辺事態安全確保法など²⁾が整備された。そのほか、日米安保体制の信頼性を向上させるために、防衛庁は平素から米国との間で情報交換や政策協議などをはじめとする様々な分野における協力を進めている。

本節では、このような日米安保体制の実効性を確保し、信頼性を向上させるための諸施策について説明する。

1 日米防衛協力のための指針(指針)

「日米安全保障共同宣言」を踏まえ、日米両国は、日米安保体制の信頼性のさらなる向上を図るため、約20年ぶりに「日米防衛協力のための指針」(前指針)³⁾を見直すことを決定し、1996(平成8)年6月、見直し作業が開始された。その後、この作業の成果を踏まえ、97(同9)年、日米安全保障協議委員会(SCC)⁴⁾において、新たな「日米防衛協力のための指針」(指針)が了承された⁵⁾。

指針の目的

指針の目的は、次のとおりである。

平素から並びにわが国に対する武力攻撃及び周辺事態に際して、より効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築すること。

平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整のあり方につき、一般的な大枠及び方向性を示すこと。

基本的な前提と考え方

指針及びその下で行われる取組は、次のような基本的な前提と考え方に従って行われる。

日米安保条約とその関連取組⁶⁾に基づく権利・義務及び日米同盟関係の基本的な枠組は、変更されない。

わが国のすべての行為は、わが国の憲法上の制約の範囲内で、専守防衛、非核三原則などのわが国の基本的な方針に従って行われる。

日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決と主権平等を含む国際法の基本原則や国連憲章をはじめとする関連する国際約束に合致するものである。

指針とその下で行われる取組は、いずれの政府にも立法上、予算上又は行政上の措置を義務づけるものではないが、日米両国政府が、各々の判断に従い、具体的な政策や措置に適切に反映させることが期待される。わが国のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

¹⁾正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」。

²⁾周辺事態安全確保法のほか、日米物品役務相互提供協定を改正する協定、自衛隊法の一部を改正する法律と船舶検査活動法(本節2(p118)参照)。

なお、周辺事態安全確保法の正式名称は、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」。船舶検査活動法の正式名称は、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」。

³⁾1978(昭和53)年に作成された前指針は、日米安保条約などの目的を効果的に達成するため、日米間の協力のあり方について規定したものである。

⁴⁾日米の安全保障に関する政策協議の場の一つ。日本は、外務大臣と防衛庁長官が、米国は、国務、国防の両長官が出席する。

⁵⁾資料28(p342)参照。

指針において定められた協力事項

(1) 平素から行う協力

わが国は、防衛大綱にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域での前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。両国政府は、わが国の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持するとともに、平素から次のような様々な分野での協力を充実する。

情報交換・政策協議

あらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベルと分野で次のことを行う。

ア アジア太平洋地域を中心とした国際情勢についての情報・意見交換の強化

イ 防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議の継続

安全保障面での種々の協力

安全保障面で地域的・地球的規模の諸活動を促進するため、次の活動において必要に応じ協力する。

ア 安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮

イ 国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動

ウ 国際緊急援助活動

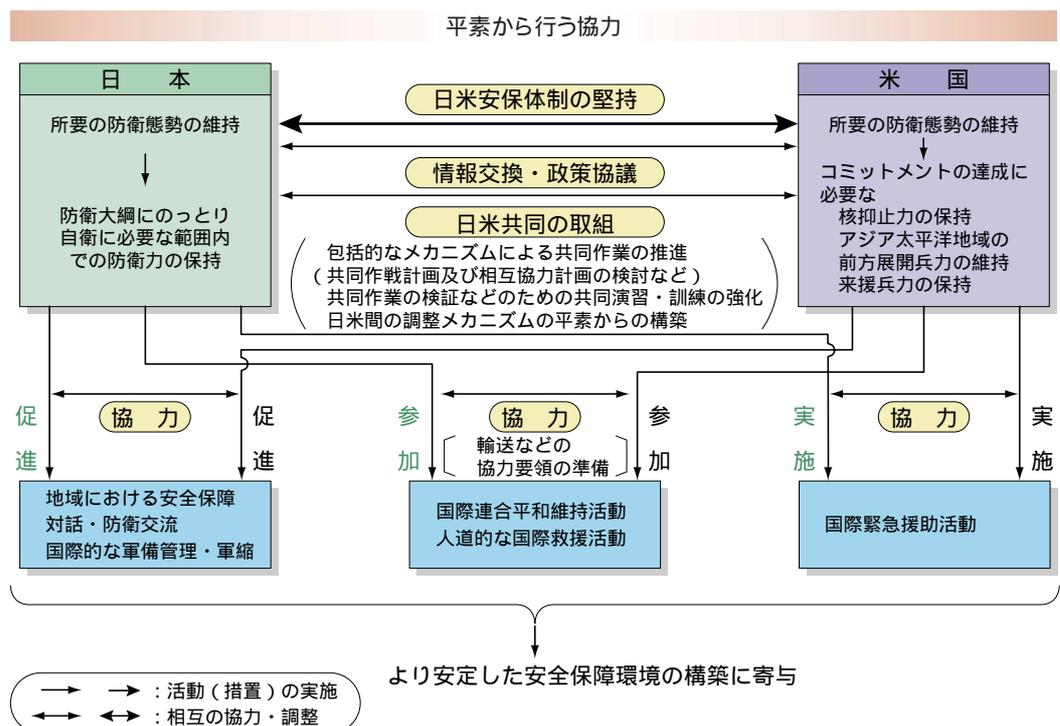
日米共同の取組

日米協力の基礎を固め、円滑で効果的な対応を可能とするため、次の取組を行う。

ア 共同作戦計画の検討及び相互協力計画の検討を含む共同作業の実施

イ 共同演習・訓練の強化

ウ 緊急事態において、日米の活動を調整するための調整メカニズムの構築



(2) わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など

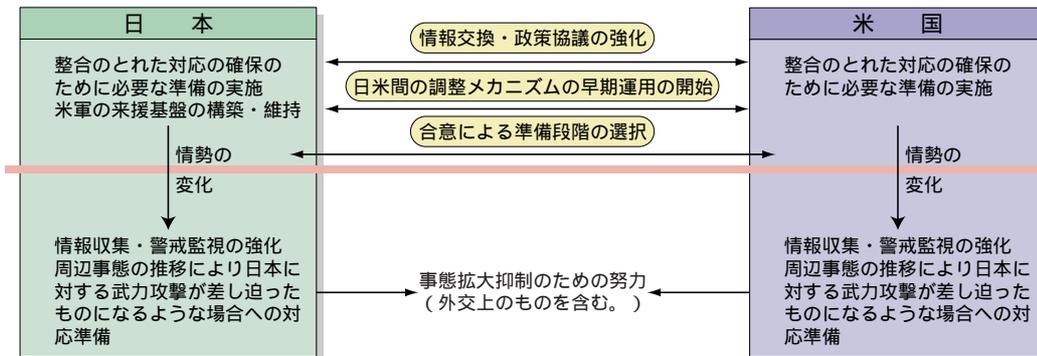
わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素であり、両国政府は次のような協力を行うこととしている。

わが国に対する武力攻撃がなされた場合の作戦構想

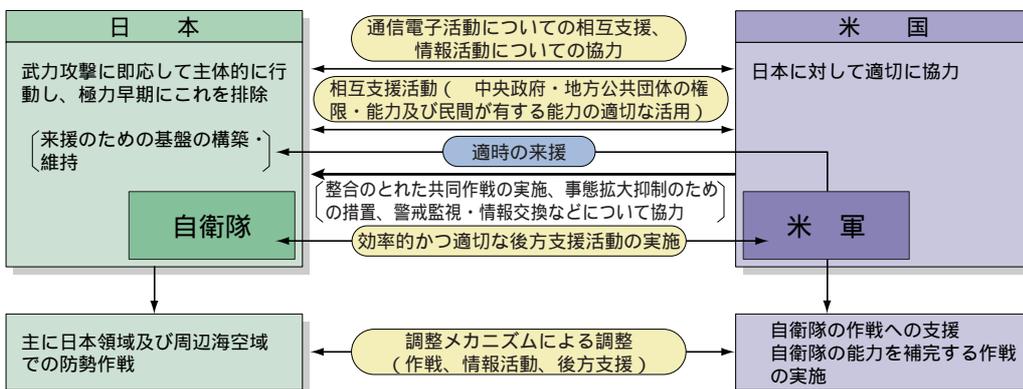
作戦など	自衛隊の活動	米軍の活動
わが国に対する航空 侵攻に対処するた めの作戦	防空のための作戦を主体的に実施	自衛隊の行う作戦を支援 打撃力の使用を伴うような作戦を含め 自衛隊の能力を補完するための作戦を 実施
わが国周辺海域の防 衛及び海上交通の保 護のための作戦	わが国の重要な港湾及び海峡の防備、 わが国周辺海域における船舶の保護 並びにその他の作戦を主体的に実施	自衛隊の行う作戦を支援 機動打撃力の使用を伴うような作戦を 含め自衛隊の能力を補完するための作 戦を実施
わが国に対する着上 陸侵攻に対処するた めの作戦	わが国に対する着上陸侵攻を阻 止し排除するための作戦を主体 的に実施	主として自衛隊の能力を補完する ための作戦を実施 その際、侵攻の規模、態様その他 の要素に応じ極力早期に兵力を来 援させ、自衛隊の作戦を支援
その他の脅威への対応	ゲリラ・コマンド ウ攻撃などわが国 の領域に軍事力を 潜入させて行う不 正規型の攻撃	事態に応じて自衛隊を適切に支援
	弾道ミサイル攻撃	攻撃に対応するため密接に協力し調整 わが国に対し必要な情報を提供 必要に応じ、打撃力を有する部隊の使 用を考慮

わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など

1 わが国に対する武力攻撃が差し迫っている場合



2 わが国に対する武力攻撃がなされた場合



共同作戦
 (整合性を確保しつつ、適時・適切な形で各々の防衛力を運用
 その際双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を実施)

→ → : 活動(措置)の実施
 ↔ ↔ : 相互の協力・調整

敵の攻勢に対し、その企図の達成を阻止する目的をもって行う作戦。攻勢作戦とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

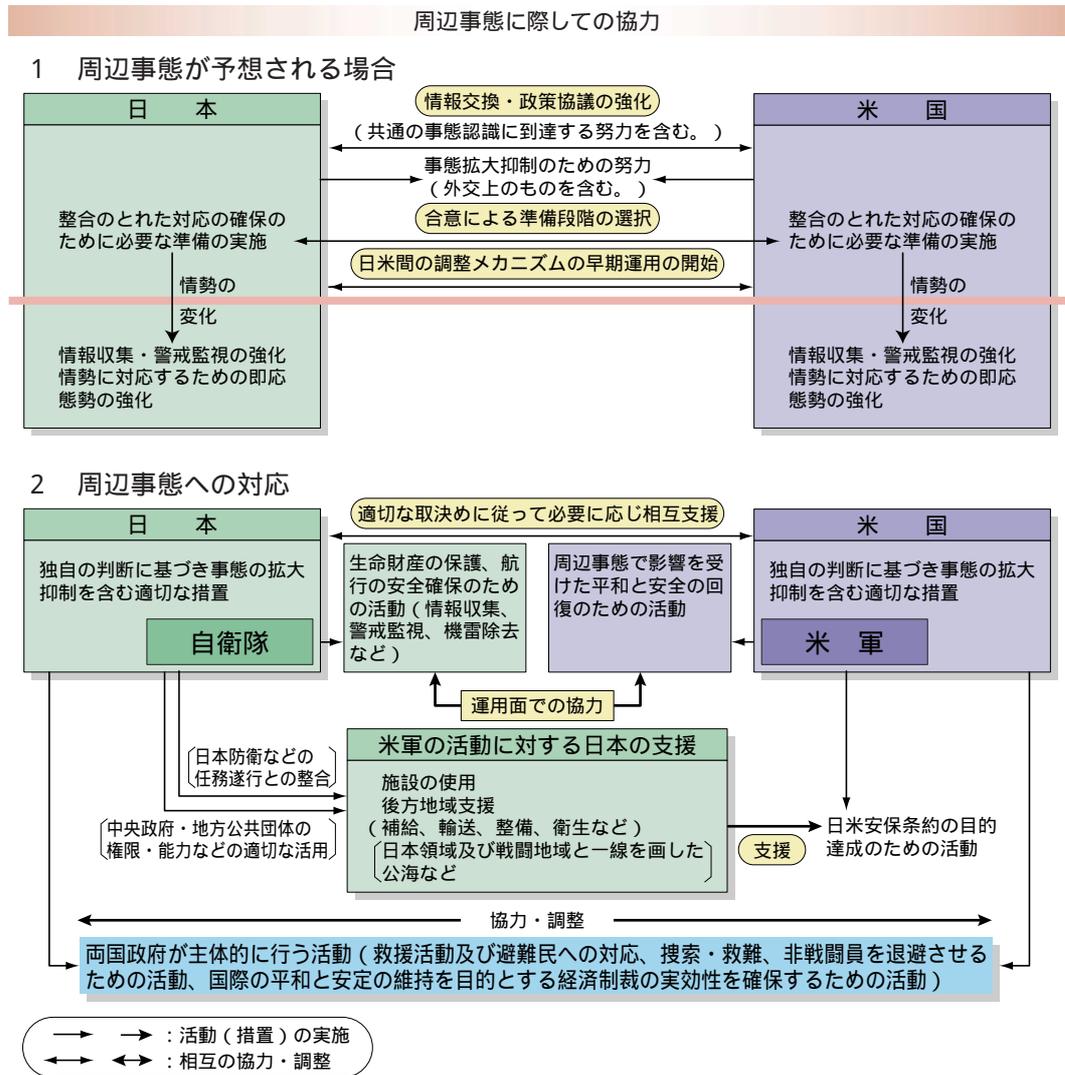
ゲリラや特殊部隊による攻撃ともいう。

わが国に対する武力攻撃に際しては、自衛隊は主として防勢作戦^イを行い、米軍はこれを補完・支援するための作戦を行う。

自衛隊と米軍は、整合性を保ちつつ、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行い、航空侵攻対処、わが国周辺海域の防衛、着上陸侵攻対処など機能別の作戦構想により対処する。

自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃^ロなど不正規型の攻撃を主体的に、極力早期に阻止・排除し、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。自衛隊と米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 周辺事態に際しての協力



そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態をいう(本節2(p118)参照)

日米両国政府は、周辺事態^ハが発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。周辺事態における協力の対象となる機能・分野及び協力項目例は、次のとおりである。

日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、次の活動を各々の判断の下に行うことができるが、日米間の協力により活動の実効性を高める。

- ア 救援活動及び避難民への対応措置
- イ 捜索・救難

- ウ 非戦闘員を退避させるための活動
- エ 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動
米軍の活動に対するわが国の支援
- ア 施設・区域の提供及び自衛隊施設などの使用の確保
- イ 後方地域支援（補給、輸送、整備、衛生、警備、通信、その他）

周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野		協力項目例	
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置	被災地への人員及び補給品の輸送 被災地における衛生、通信及び輸送 避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給	
	捜索・救難	日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換	
	非戦闘員を退避させるための活動	情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検査 日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生にかかわる非戦闘員への援助	
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 情報の交換	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	補給などを目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 米航空機による自衛隊の飛行場の使用 訓練・演習区域の提供 米軍施設・区域内における事務所・宿泊所などの建設	
	後方地域支援	補給	自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資(武器・弾薬を除く。)及び燃料・油脂・潤滑油の提供 米軍施設・区域内に対する物資(武器・弾薬を除く。)及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
	警備	整備	米航空機・船舶・車両の修理・整備 修理部品の提供 整備用資器材の一時提供
		衛生	日本国内における傷病者の治療 日本国内における傷病者の輸送 医薬品及び衛生機具の提供
	その他	警備	米軍施設・区域の警備 米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 日本国内の輸送経路上の警備 情報の交換
		通信	日米両国の関係機関の間の通信のための周波数(衛星通信用を含む。)の確保及び器材の提供
	運用面における日米協力の海・空域調整	その他	米船舶の出入港に対する支援 自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し 米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電など 米軍施設・区域従業員の一時増員
警戒監視		情報の交換	
機雷除去		日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換	
	海・空域調整	日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整	

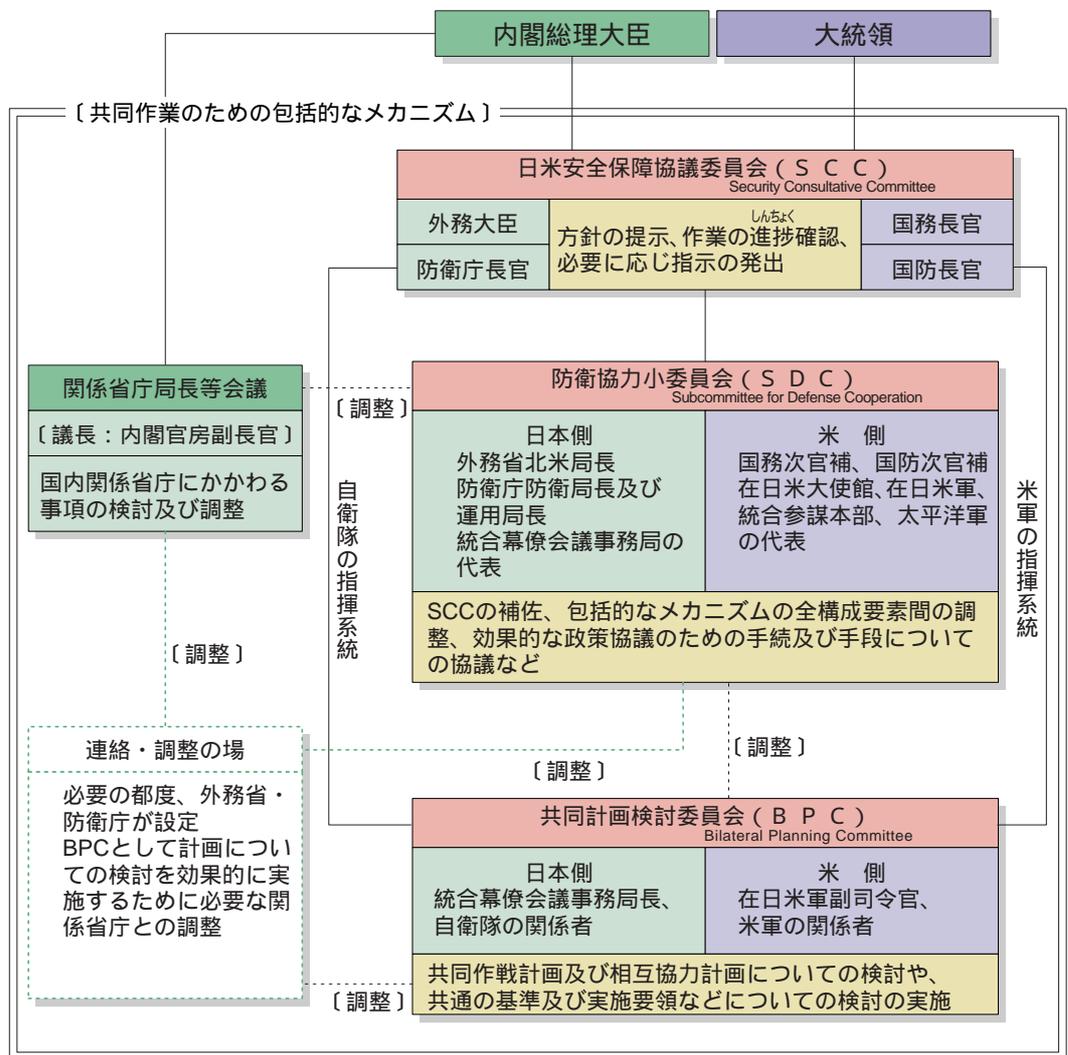
運用面における日米協力

- ア 警戒監視（情報交換）
- イ 機雷の除去
- ウ 海・空域調整

指針の下での日米共同の取組

指針の下での日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果を挙げるためには、「平素」、「わが国に対する武力攻撃」、「周辺事態」という安全保障上の種々の状況を通じ、両国が協議を行い、様々なレベルで十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが必要不可欠である。このため、指針では、日米両国政府が、あらゆる機会をとらえて情報交換と政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のため、包括的なメカニズムと調整メカニズムの2つのメカニズムを構築することが定められている。

包括的なメカニズムの構成



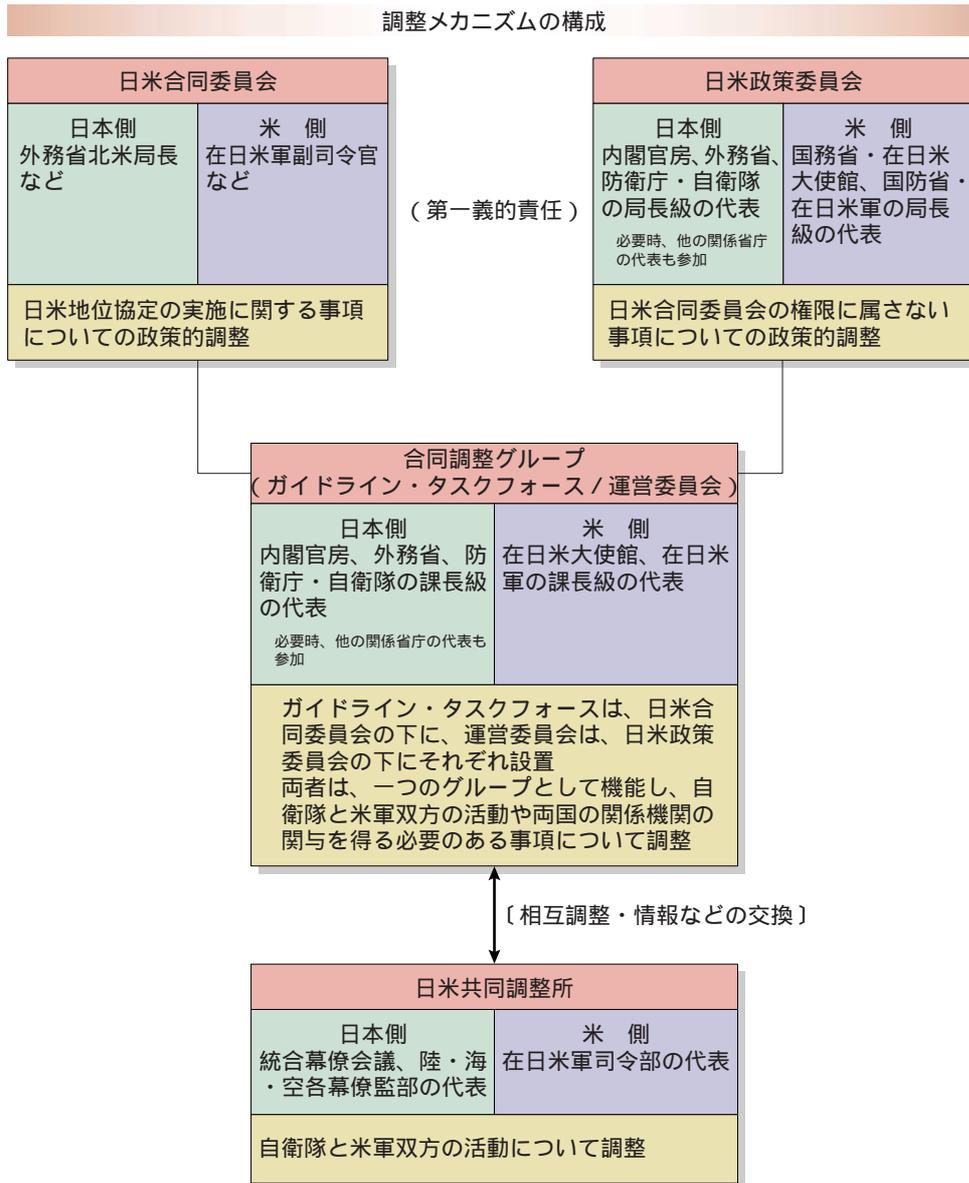
(1) 包括的なメカニズム

包括的なメカニズムは、平素において指針の下での日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍だけでなく、各々の政府の関係機関が関与して構築される。包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できる

よう、計画についての検討を行う。また、わが国の防衛のための準備や周辺事態における協力措置の準備に関して、共通の基準を確立し、わが国の防衛のための作戦を円滑かつ効果的に行えるよう、共通の実施要領などを準備する。

(2) 調整メカニズム

調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して日米が各々行う活動の調整を図るため、日米両国が平素から構築しておくものである。調整メカニズムは、00(同12)年に構築された。



2 指針の実効性を確保するための諸施策

指針の実効性確保のための措置

指針は、平素やわが国に対する武力攻撃や周辺事態という安全保障上の様々な状況において、より効果的かつ信頼性のある日米協力のための堅固な基礎を構築することを目的としている。そのため、指針の実効性を確保することは、わが国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図る上で重要である。

このような考え方を踏まえ、政府は1997（平成9）年に、閣議決定を行い、指針の実効性を確保し、わが国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含めて政府全体として検討し、必要な措置を適切に講ずることとした。

このような検討の成果として、99（同11）年～00（同12）年にかけて、次の4件の法律などが成立・承認された。

周辺事態安全確保法

日米物品役務相互提供協定を改正する協定[）]

自衛隊法の一部を改正する法律（自衛隊法第100条の8）[）]

船舶検査活動法[）]

周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の概要

（1）周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の目的

周辺事態安全確保法は、周辺事態[）]に対応してわが国が行う措置、その実施の手續などを定めている。船舶検査活動法は、周辺事態に対応してわが国が行う船舶検査活動に関して、その実施の態様、手續などを定めている。いずれの法律も、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、わが国の平和と安全の確保に資することを目的とする。

（2）周辺事態への対応の基本原則

政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、必要な対応措置を行い、わが国の平和と安全の確保に努める。

対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使にあたるものであってはならない。内閣総理大臣は、対応措置の実施にあたり、基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

関係行政機関の長は、対応措置の実施に関し、相互に協力する。

（3）基本計画

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後方地域支援[）]、後方地域搜索救助活動及び船舶検査活動などを行う必要があると認めるときは、その措置を行うこと及び対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

基本計画では、対応措置に関する基本方針、自衛隊の行う各活動に関する基本的事項と実施区域の範囲、関係行政機関による対応措置、地方公共団体などに対し協力を要請する内容などについて定める。

（4）国会の承認

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動の実施前に、これらの対応措置を行うことについて国会の承認を得なければならない[）]。

（5）自衛隊による後方地域支援、後方地域搜索救助活動及び船舶検査活動の実施

防衛庁長官は、基本計画に従い、実施要項（実施区域の指定など）を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊などに、自衛隊による後方地域支援、後方地域搜索救

）適用対象に「周辺事態に対応する活動」に関する協力を追加するなどの改正。

）外国における緊急事態に際して、防衛庁長官が行う在外邦人などの輸送の手段として船舶とその搭載ヘリコプターを追加するなどの改正。

）船舶検査活動法には、船舶検査活動に関連する事項を整備するため、周辺事態安全確保法の一部を改正する規定などが含まれている。

）そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態をいう。



海自艦内で行われた船舶検査活動に関する訓練（昨年2月）

）後方地域とは、わが国の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海（領海の基線から200カイリ（約370km）までの水域である排他的経済水域を含む。）及びその上空の範囲をいう。

）緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないでこれらの対応措置を行うことができる。国会の承認を得ないで対応措置を行った場合には、内閣総理大臣は、速やかに、国会の承認を求めなければならない。不承認の議決があったときは、政府は、速やかに、その対応措置を終了させなければならない。

助活動及び船舶検査活動の実施を命ずる。

(6) 関係行政機関による対応措置の実施

関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を行う。

(7) 国以外の者による協力など

関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

(8) 国会への報告

内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

基本計画の決定や変更があったときは、その内容

基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

(9) 武器の使用

次に掲げる場合、自衛官は自己又は自己とともにその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。その際、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

後方地域支援として役務の提供を行う場合

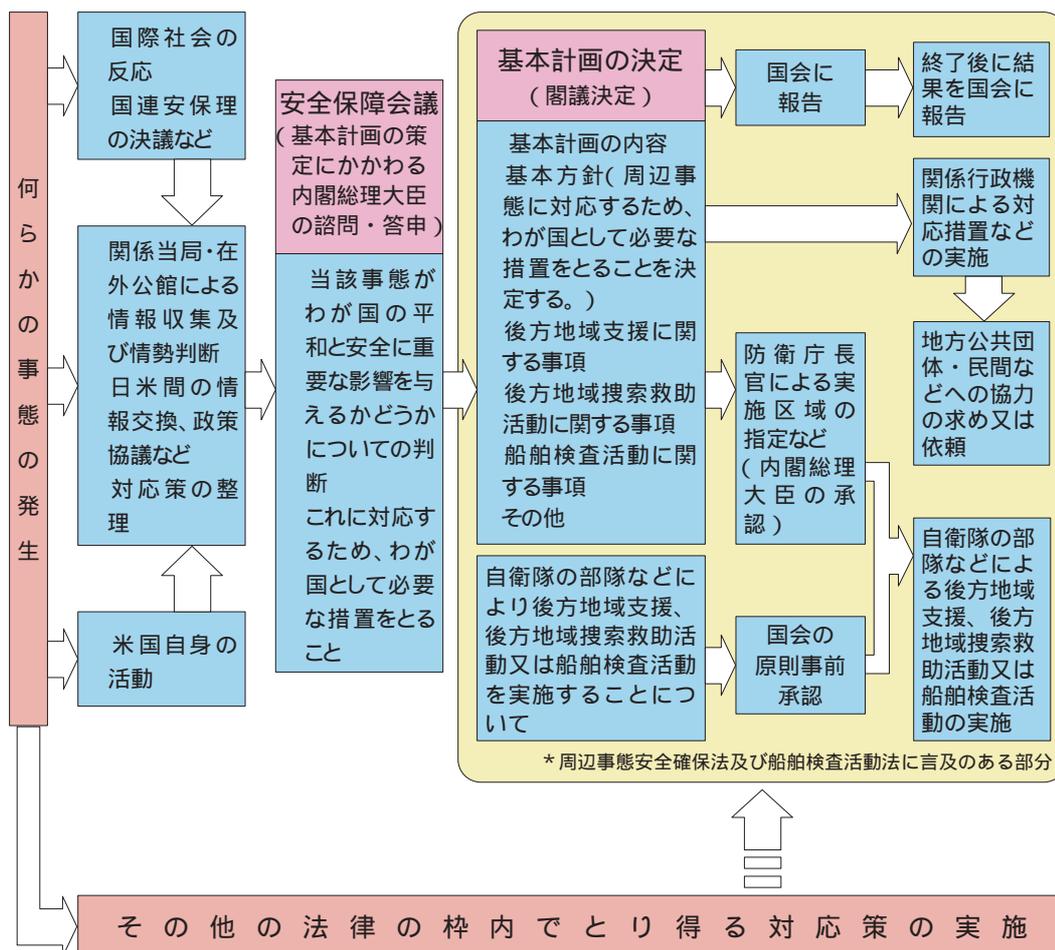
後方地域搜索救助活動にあたって、遭難者の救助の職務を行う場合

船舶検査活動にあたって、船舶検査活動の対象船舶に乗船して職務を行う場合

) 政府は、協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

) 資料34 (p350) 参照。

周辺事態に対する対応の手順



後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対する物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置であって、後方地域においてわが国が行うものである。

自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務及び基地業務である。

提供の対象となる物品・役務には、武器(弾薬を含む。)の提供、戦闘作戦行動のために発達準備中の航空機に対する給油と整備は含まれない。また、物品・役務の提供は、公海とその上空で行われる輸送を除き、わが国領域において行われる。

後方地域搜索救助活動

後方地域搜索救助活動とは、周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦



空自UH-60Jを使用した後方地域搜索救助訓練
(昨年11月)

闘参加者について、その搜索や救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であって、後方地域においてわが国が行うものである。

戦闘参加者以外の遭難者があるときは、これを救助する。また、実施区域に隣接する外国の領海にある遭難者を認めるときは、この外国の同意を得て、その遭難者の救助を行うことができる。ただし、その海域において現に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動

期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる場合に限る。

自衛隊の部隊などは後方地域搜索救助活動を行う際、後方地域搜索救助活動に相当する活動を行う米軍の部隊に対して、自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供を行うことができる。

提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、宿泊及び消毒である(武器・弾薬は含まれない。)また、戦闘作戦行動のために発達準備中の航空機に対する給油と整備は含まれない。

船舶検査活動

船舶検査活動の実施の態様

区分	実施の態様
航行状況の監視	船舶の航行状況を監視すること。
自己の存在の顯示	航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段(実弾の使用を除く。)により自己の存在を示すこと。
船舶の名称などの照会	無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。
乗船しての検査、確認	船舶(軍艦などを除く。以下同じ。)の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者(船長など)に対し当該船舶の停止を求め、船長などの承諾を得て、停止した当該船舶に乗船して書類及び積荷を検査し、確認すること。
航路などの変更の要請	船舶に貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の対象物品が積載されていないことが確認できない場合において、当該船舶の船長などに対しその航路又は目的地若しくは目的地の変更を要請すること。
船長などに対する説得	船舶の停止の求め、又は航路などの変更の要請に応じない船舶の船長などに対し、これに応じるよう説得を行うこと。
接近、追尾など	船長などに対する説得を行うため必要な限度において、当該船舶に対し、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機を行うこと。

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、貿易その他の経済活動にかかわる規制措置であってわが国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、国連安保理の決議に基づいて、又は旗国¹⁾の同意を得て、船舶(軍艦など²⁾を除く。)の積荷・目的地を検査・確認する活動及び必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動であって、わが国領海やわが国周辺の公海(排他的経済水域を含む。)においてわが国が行うものである。

船舶検査活動の実施の態様には、航行状況の監視、自己の存在の顯示、船舶の名称などの照会、乗船しての検査・確認、航路などの変更の要請、船長などに対する説得、接近・追尾などがある。

自衛隊の部隊などは船舶検査活動を行う際、船舶検査活動に相当する活動を行う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍の部隊に対し、自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供を行うことができる³⁾。

指針の実効性を確保するためのその他の法整備など

(1) 日米物品役務相互提供協定を改正する協定

96(同8)年に署名された協定を改正し、その適用対象に「周辺事態に対応する活動」に関する協力を追加した⁴⁾。

(2) 自衛隊法の一部を改正する法律(自衛隊法第100条の8)

この改正は、在外邦人などの輸送の手段として、船舶及びその船舶に搭載されたヘリコプターを加えるなど輸送の態勢を強化するとともに、周辺事態において日米両国政府がそれぞれ主体的に行う非戦闘員を退避させる活動に関連する施策として、指針の実効性の確保にも資するものである⁵⁾。

¹⁾ 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国。

²⁾ 軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの。

³⁾ 提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、宿泊及び消毒である(武器・弾薬は含まれない)。また、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油と整備は含まれない。

⁴⁾ 本節3(p123)参照。

⁵⁾ 3章2節6(p152)参照。

3 平素から行っている協力

政策協議及び情報交換など

(1) 日米間の主要な協議の場

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常的外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会(SCC)(いわゆる「^{ツー・プラス・ツー}2+2」会合)、日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)、防衛協力小委員会(SDC)など各種のレベルで緊密に行われている。これら協議の枠組は次の図表のとおりである。

また、防衛庁は、日米安保体制の下、米国防省などとの間で必要な情報の交換を行っている。近年、日米の防衛協力が進んだことにより、実務レベルでの情報交換の重要性が一層増してきている。

このように、あらゆる機会とレベルで意思の疎通を図り、情報と認識を共有していくことは、日米安保体制の信頼性の向上に役立つものである。

(2) 日米安全保障協議委員会

昨年12月、日米安全保障協議委員会がワシントンで行われ、日本からは石破防衛庁長官と川口外務大臣、米国からはウルフォウィッツ国防副長官とパウエル国務長官が出席した。この会議では、テロとの闘い、国際情勢、ミサイル防衛と在日米軍の駐留に関する諸問題などについて幅広く意見の交換が行われた。

この中で、米国側から、テロとの闘いに対するこれまでのわが国の支援に対して感謝

安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee	外務大臣 防衛庁長官	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討。	安保条約第4条などを根拠とし、昭和35年1月19日付内閣総理大臣と米国情務長官との往復書簡に基づき設置。
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換。	安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛庁防衛局長 及び運用局長 統幕の代表 (注4)	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議。	昭和51年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、平成8年6月28日の日米次官級協議において改組。
日米合同委員会 (原則として隔週開催)	外務省北米局長 防衛施設庁長官 など	在日米軍参謀長 在日米大使館 公使・参事官など	地位協定の実施に関して協議。	地位協定第25条

- (注) 1 平成2年12月26日以前は、駐日米大使・太平洋軍司令官。
 2 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
 3 平成8年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会議を設置した。
 4 平成9年9月23日防衛庁運用局長が加えられた。

の意の表明があった。これに対し日本側からは、日米両国がテロの根絶のために今後とも努力を続けるべきであると発言した。



日米安全保障協議委員会後に記者会見を行う日米両国の閣僚ら(昨年12月 ワシントン)



日米防衛首脳会談に向かう石破長官とラムズフェルド国防長官(昨年12月 ワシントン) [Department of Defense]

また、北朝鮮の核開発などの問題について、日米両国は北朝鮮の核開発問題につき懸念を表明するとともに、日米韓を含む関係国が結束して北朝鮮に働きかけていくことが重要との認識で一致した。

ミサイル防衛については、米国側から、米国のみならず同盟国をも守るものであり、同盟国とも協力しながら進めたいなどの発言があった。日本側から、急速な技術的進展を踏まえつつ、弾道ミサイル防衛システムという課題に主体的に取り組む旨発言した。今後とも日米で緊密に連携していくことで認識が一致した。

(3) 日米防衛首脳会談

昨年12月には、日米安全保障協議委員会に引き続き、日米防衛首脳会談がワシントンで実施され、石破防衛庁長官とラムズフェルド国防長官がミサイル防衛、日米間の今後の協力のあり方、

地域情勢などについて協議した。

日米両国は、テロと大量破壊兵器の拡散が進むことで、冷戦後の安全保障環境は新たな状況に入っていることについて認識が一致した。その上で、日米間の今後の協力のあり方について、日本側から今後とも緊密な意見の交換を行っていききたい旨発言したのに対し、米国側から同様の認識を持った国々が協力していかねばならない旨の発言があった。

日米共同訓練

自衛隊と米軍の共同訓練は、それぞれの戦術技量¹⁾の向上を図る上で有益である。さらに、日米共同訓練を通じて、平素から戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、インターオペラビリティ²⁾を向上させておくことは、日米共同対処行動を円滑に行うために欠かせない。また、周辺事態安全確保法などにより自衛隊に与えられた任務を行う上で、日米の連携要領を平素から訓練しておくことも重要である。このような努力は、ひいては日米安保体制の信頼性と抑止効果を維持し向上させることにもつながる。



日米共同訓練において共同連携要領について調整中の陸自指揮官及び米海兵隊指揮官（本年2月 北海道遠軽演習場）

¹⁾ 個々の装備を使いこなすとともに、一定の規模の部隊を動かすための能力など。

²⁾ 戦術、装備、後方支援、各種作業の実施要領などに関し、共通性、両用性を持つこと。

このため、自衛隊は、米軍との間で、各種の共同訓練をこれまでも行っており、今後ともその内容の充実に努めていく方針である。こうした観点から、例えば昨年9月には、陸上自衛隊が多様な事態に即応するために、米国において専用の訓練施設などを活用した市街地戦闘などに関する実動訓練をはじめて行った。また、昨年11月には日米共同統合演習（実動演習）を行い、わが国に対する武力攻撃や周辺事態が発生した場合における陸・海・空自衛隊間や自衛隊・米軍間の連携要領について訓練を行った³⁾。

³⁾ 資料29（p346）参照。

日米物品役務相互提供協定

日米物品役務相互提供協定は、自衛隊と米軍との間で、いずれか一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は、その物品や役務を提供できることを基本原則としている⁴⁾。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とするものである。適用される対象は、共同訓練、国連平和維持活動と人道的な国際救援活動のほか、周辺事態に対応する活動に関する協力である。



日米物品役務相互提供協定に基づいて、米軍掃海艦（写真右）に燃料を提供している海自掃海母艦「ぶんご」（同左）（昨年2月 周防灘）

⁴⁾ 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務である（武器・弾薬は含まれない。）

装備・技術面での交流

日米両国は、日米安保条約において、それぞれの防衛能力の維持、発展のために相互に協力するとしている。また、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」は、両国間の防衛分野における相互協力のための枠組を定めている。わが国としても、こうした相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面に関する協力を積極的に進める必要がある。

わが国は、日米技術協力体制の進展と技術水準の向上などの状況を踏まえ、1983（昭和58）年、対米武器技術供与取極を締結し、米国に対しては、武器輸出三原則によらず武器技術を供与することとした¹⁾。以来、携行SAM²⁾関連技術などを皮切りに、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など13件の武器技術の対米供与を決定している。

また、日米両国は、装備・技術問題についての意見交換の場である日米装備・技術定期協議（S&TF）などで協議を行い、そこで合意された具体的なプロジェクトについて日米共同研究・改修を行っている。昨年3月に政府間取極を締結した「P-3Cの後継機の搭載電子機器」や「ソフトウェア無線機」など、92（平成4）年以降、これまで11件の共同プロジェクトに関する政府間取極を締結して共同研究などを行っており、内6件は既にプロジェクトを終了している。また、本年5月に、日米の防衛当局間で実施する「科学技術者交流計画」（ESEP）に関する政府間取極を締結した³⁾。日米間での装備・技術協力は、日米両国にとって、インターオペラビリティの向上や、研究開発コスト及びリスクの低減などの意義があり、日米両国は今後の協力の拡大についても検討を行っている。

1) 資料30、資料31（p347～348）参照。

2) 地对空ミサイル
航空機などを撃ち落すため、地上から発射されるミサイル。

3) 科学技術者交流計画（ESEP）とは、日米防衛当局間で一定期間自らの研究所に相手方科学技術者を受け入れて、自らの研究者との共同研究活動に従事させる計画。

日米共同研究・改修プロジェクト

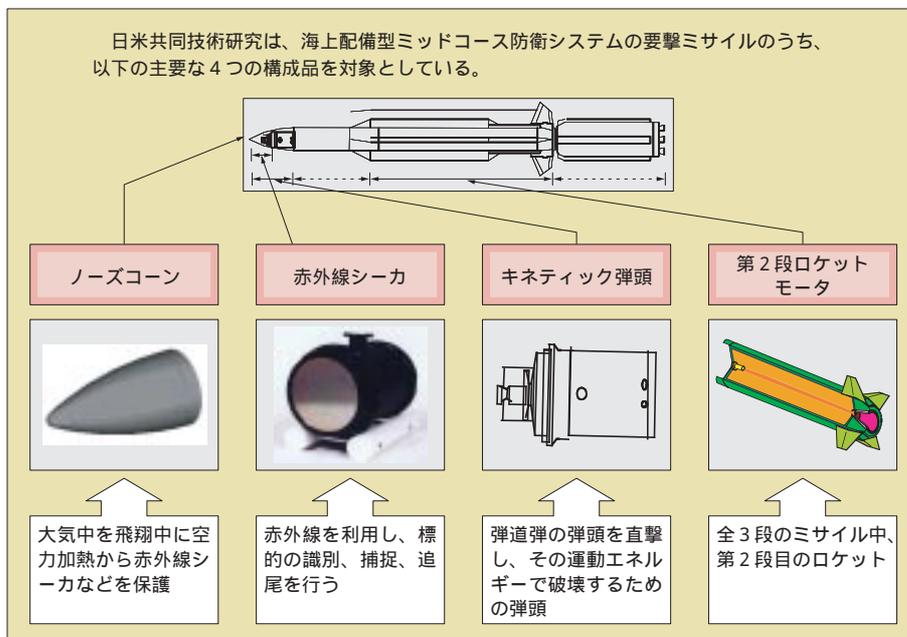
項目	概要	共同研究実施のための政府間取極の締結時期	終了時期
ダクトドケット・エンジン	外部からの空気を加えて、ロケット固体燃料を2次燃焼させるための基礎技術に関する研究。	1992年9月	1999年1月
先進鋼技術	潜水艦の耐圧殻などに使う超高張力鋼材の溶接基礎技術に関する研究。	1995年10月	2002年1月
戦闘車両用セラミック・エンジン	セラミック材料を適用したディーゼルエンジンの基礎技術に関する研究。	1995年10月	2002年10月
アイセーフ・レーザーレーダー	目に対して安全性の高い波長のレーザーを使ったレーダー装置の基礎技術に関する研究。	1996年9月	2001年9月
射出座席	戦闘機の射出座席に乗員拘束装置及び座席安定化装置を付加するための研究。	1998年3月	2003年3月
先進ハイブリッド推進技術	固体燃料と液体酸化剤による推進の制御が可能な推進装置の基礎技術に関する研究。	1998年5月	継続中
浅海域音響技術	浅海域における音波の伝搬、海底での反射などの特性の分析・解析に関する研究。	1999年6月	2003年2月
弾道ミサイル防衛技術	海上配備型上層システム（現在の海上配備型ミッドコース防衛システム）のミサイルの4つの主要構成部品（赤外線シーカ、キネティック弾頭、第2段ロケットモータ及びノーズコーン）に関する研究。	1999年8月	継続中
野戦砲用高安全性発射薬	被弾時における発射薬への意図しない誘爆を回避する発射薬の基礎技術に関する研究。	2000年3月	継続中
P-3Cの後継機の搭載電子機器	海上自衛隊の次期固定翼哨戒機（P-X）と米海軍の将来多用途海上航空機（MMA）の搭載電子機器を対象とし、相互運用性の確保などについての研究。	2002年3月	継続中
ソフトウェア無線機	無線機の主要機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線機の基礎技術に関する研究。	2002年3月	継続中

4) 本節4（p125）参照。

4 弾道ミサイル防衛に関する日米共同技術研究

冷戦終結後の核をはじめとする大量破壊兵器とその運搬手段である弾道ミサイルが拡散している状況や、わが国が弾道ミサイル対処能力を有するシステムを保有していないという現状を踏まえると、弾道ミサイル防衛（BMD）は専守防衛を旨とするわが国の防衛政策上の重要な課題である。また、BMDは純粋に防衛的なシステムであり、専守防衛という政策に適することから、わが国の主体的な取組が必要であるとの認識の下に、わが国としてはこれまでに様々な検討を行ってきた。政府としては、わが国のBMDに関する取組の一環として、米国とBMDに関する共同技術研究を行うことが、最も効率的かつ実りあるものであり、日米安保体制の信頼性の向上にも資すると考え、1998（平成10）年、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム（現在の海上配備型ミッドコース防衛システム）の日米共同技術研究に着手することを決定した¹⁾。なお、その際、BMDに関する日米共同技術研究に対する政府の考え方について、官房長官談話が発表された²⁾。

海上配備型ミッドコース防衛システムに関する日米技術協力の概要



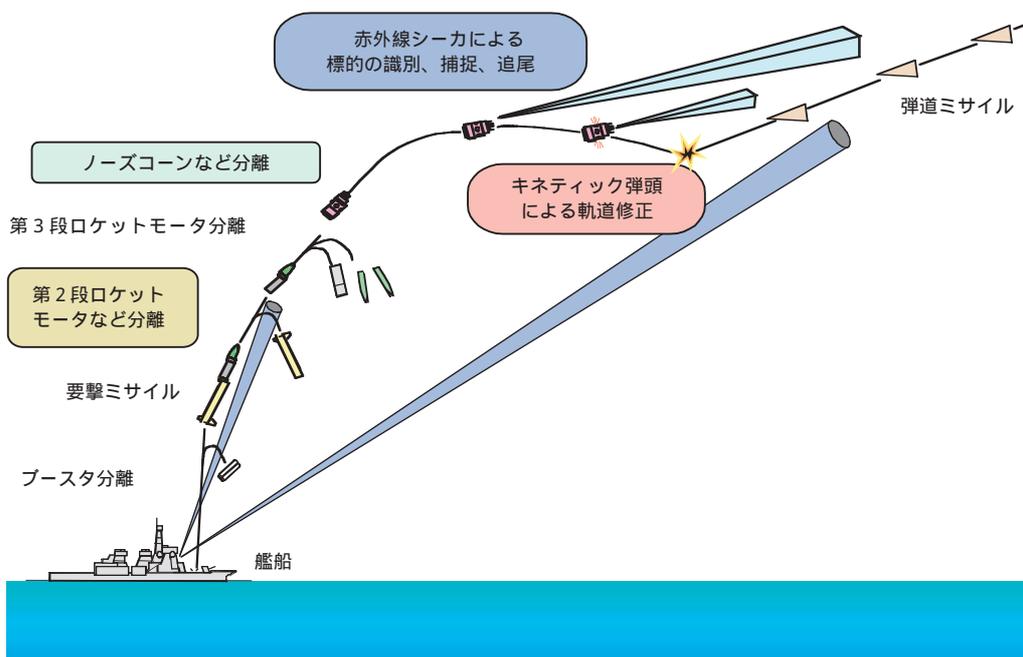
その後、共同技術研究の開始に向けて米国との調整が行われ、99（同11）年に閣議決定がなされ、BMDにかかわる日米共同技術研究に関する書簡を外務大臣と駐日米国大使との間で交換したことを受けて、防衛庁と米国防省との間で了解覚書^{おぼえがき}が締結され、共同技術研究が開始された。この共同技術研究は、海上配備型ミッドコース防衛システムの要撃ミサイルに関して、日米が共同して設計、試作及び必要な試験を行うものであり、現在、ミサイルの主要な4つの構成部品（ノーズコーン、第2段ロケットモータ、キネティック弾頭、赤外線シーカ）に関する設計と試作を行っている。このために必要な経費として平成11年度～平成14年度まで約137億円を計上し、平成15年度予算として約19億円を計上した。

なお、現在実施されている日米共同技術研究は、技術研究段階のものであり、開発段階への移行、配備段階への移行については、BMDの技術的な実現可能性及び将来のわが国の防衛のあり方などについて十分検討した上で、別途判断されることとなる。

¹⁾ わが国のBMDへの取組などを説明したものとして、「弾道ミサイル防衛（BMD）に関する研究について」（2002（平成14）年）
<<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/bmd/bmd.pdf>>

²⁾ 資料32（p348）参照。

海上配備型ミッドコース防衛システムの運用構想図



5 在日米軍の駐留を円滑にするための施策など

在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的な要素であり、わが国及びアジア太平洋地域に対する米国のコミットメントについての意思表示でもある。国際社会において引き続き不安定要因が存在する中、在日米軍は、様々な形でわが国及びアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しており、特に、その存在自体が目に見える形での抑止機能を果たしていると考えられる。わが国としては、このように在日米軍の駐留が重要であることを踏まえ、駐留を円滑にするための諸施策を積極的に行うことによって、日米安保体制の信頼性の向上を図っていく必要がある。

在日米軍の駐留にかかわる経費の負担など

在日米軍駐留経費負担は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で重要である。このような観点から、わが国は財政事情などにも十分配慮しつつ、地位協定¹⁾の範囲内で、あるいは特別協定²⁾に基づいて、できる限りの努力を払ってきた。現在、防衛庁においては、在日米軍駐留経費負担として、



沖縄にある嘉手納基地の周辺を飛行する米空軍機
(U.S.A.F.)

在日米軍が使用する施設・区域についての提供施設整備費³⁾、在日米軍従業員の労務費、在日米軍が公用のため調達する光熱水料など、日本側の要請による在日米軍の訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費の負担を行っている。なお、現行特別協定では、最近のわが国をめぐる経済・財政状況などにかんがみて、一定の節約・合理化策を導入している。

これらの在日米軍駐留経費負担のほか、政府は在日米軍施設・区域の提供

1) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」。これにより、合衆国軍隊が使用する施設・区域の提供や合衆国の船舶・航空機の港・飛行場への出入り、公共の利用などを定めている。

2) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」。

3) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効率的な実施に努めている。

在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設(隊舎、家族住宅など)については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。

レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの(ショッピングセンターなど)の新規採択を控える。

に必要な経費（施設の借料など）の負担、同施設・区域の周辺地域における生活環境などの整備のための措置、在日米軍従業員の離職対策などを行っている。また、市町村に対して固定資産税の代替である基地交付金などを交付している。

総務省が交付。

在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保

在日米軍施設・区域は、在日米軍の活動の拠点となるものである。その円滑かつ安定的な使用の確保は、日米安保体制を維持し信頼性を高めるため必要不可欠な要素である。

政府は、必要な在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、その民公有地については、所有者との合意の下、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法により、使用権原^{けんげん}を取得することとしている。

正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」。

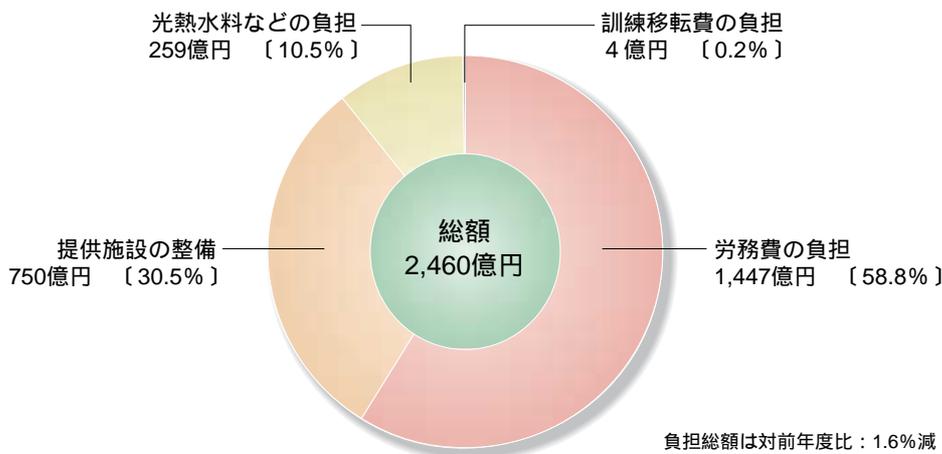
権原とは、ある行為を正当化する法律上の原因。

岩国飛行場滑走路移設事業、空母艦載機の着陸訓練場の確保、SACO最終報告の実施など。

5章3節4（p287）、4節（p289）参照。

また、政府は、日米安保条約の目的達成と周辺地域社会の要望との調和を図るため、在日米軍施設・区域に関する諸施策を推進してきた。さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域、特に沖縄県においては、米軍人などによる事件・事故の発生が地域住民に影響を与えていることから、米軍に対して兵員の教育、綱紀肅正などその再発防止策について実効ある措置を講ずるよう求め、政府としても再発防止策に協力していくとともに、こうした事件・事故による被害に対しては迅速かつ適切な補償が行われるよう措置している。

在日米軍駐留経費負担の現状(平成15年度予算)



(注)〔 〕内は構成比。

自衛隊と米軍との協議

COLUMN

第2章

日米間での安全保障問題に関する協議は、大臣クラスによって行われる日米安全保障協議委員会（SCC）、次官・局長クラスなどによって行われる日米安全保障事務レベル協議（SSC）などをはじめとして、各種のレベルで緊密に行われている。そのような協議の中に、各自衛隊と米軍の軍種間での協議がある。これらは、陸・海・空自衛隊毎に米陸・海・空軍、海兵隊との間で行われており、具体的には各自衛隊の幕僚長と米国の陸・空軍参謀総長、海軍作戦部長及び海兵隊総司令官の協議から、各幕僚監部の幕僚と米国の陸・空軍参謀本部、海軍作戦本部及び海兵隊総司令部の幕僚、太平洋軍や在日米軍との協議まで様々である。また、自衛隊の統合幕僚会議事務局と米国の統合参謀本部との間の協議も定期的に行われている。

各自衛隊はこのような協議の場も生かして、米軍との連携強化を図っており、協議の内容は日米共同訓練・演習に関する事項のほか、多岐にわたっている。

それらの一例として、陸上自衛隊（陸自）は、2001（平成13）年から、米陸軍、米海兵隊との間で将官クラスが集まり、それぞれの任務、役割、能力や直面する課題などについて相互の認識を深めるとともに参加者間の人間関係を強化することを目的とした、シニア・レベル・セミナー（SLS）Senior Level Seminarを実施している。陸自と米陸軍、米海兵隊の三者間による10名以上もの将官クラスが参加する本セミナーは日米間の初めての試みといえるものであり、昨年12月で3回目を数え軌道にのってきたといえる。

昨年12月、東京で行われたSLSでは、陸自、米陸軍と米海兵隊の3者が直面している軍改革などを主要なテーマとして協議が行われた。

意見交換において、陸自、米陸軍、米海兵隊ともに将来体制に向けた改革については、様々な困難に直面しつつも、その推進にはきわめて高い優先度を保持していることが確認されるとともに、特に多様化する脅威への対処の必要性、国内事情などを踏まえた改革の困難性（特に改革における統合上の問題）、教育訓練の方向性、部隊の即応性確保の必要性など、三者共通の課題が存在することが確認できた。また、このような将来体制のあるべき姿への改革の方向性と課題については、今後さらに緊密な意見交換を行うことについて合意した。

このような協議の地道な積み重ねは、強固な日米関係構築の礎になり、日米防衛協力を実効性あるものにする一助となるものと考えている。



陸幕防衛部が進行役となり議論中の第3回SLS
（昨年12月 市ヶ谷防衛庁）